# 養鶏協会便り28号

一般社団法人愛知県養鶏協会 令和5年 4月発刊)

440-0858 愛知県豊橋市つつじが丘3丁目4-1

TEL 0532-61-3185 FAX 0532-61-3186

# 第5期事業•令和5年次

鶏卵生産者経営安定対策事業が確定! 予算総額51.7億円で基金化継続

第4期事業に係る無事戻し「1円70銭」実施

- 1. 鶏卵価格差補てん事業
  - 1)積立金の単価 1円45銭
  - 2)契約に関わる計算基準が1ヶ月当たり生産量から1日当りに 変更された

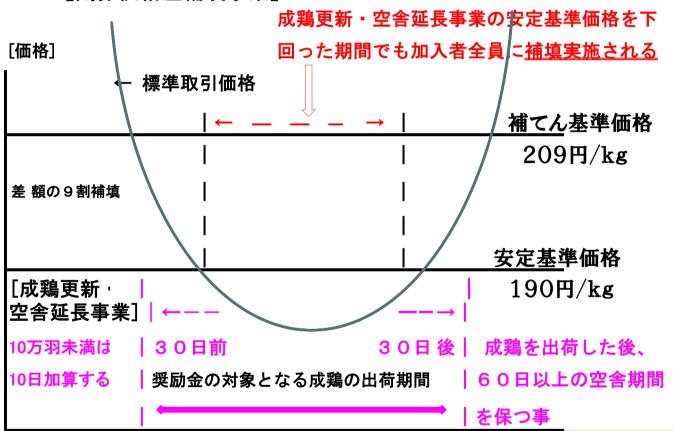
旧計算基準	新計算基準
1羽/月当り生産量	1羽/日当り生産量
1. 2 kg	40 g
1. 3 kg	44 g
1. 4 kg	47 g
1. 5 kg	50 g

旧契約で1.2kg選択した場合 日量gをkg単位にして算出する (契約羽数×O.04kg×日数) 30日の月(4,6,9,11月) 31日の月(5,7,8,10,12,1,3月) 29日の月(2月)

- \*1. 2kgを選択した継続加入者で、契約羽数が前年同様で40g を選択して算出した月当たり生産量で契約する方法となる 前年同一羽数で契約すると令和5年度は366日の為2%弱増量 するが、この増量分は別途納付金「4. 63円」の対象外となる
  - 3) 新規契約及び増羽契約者の別途納付金は「4円63銭」
  - 4) 国庫負担割合が1:7(12.5%)から1:5(16.7%)に増額
  - 5)補填基準価格が209円、安定基準価格が190円に引上げ
- 2. 空舎延長事業部分
  - 1)協力金単価 10銭とする
  - 2) 空舎期間120日以上150日未満(630円、930円)新設

- 3) 出荷期間30日前後を10万羽未満のみ10日間拡張する
- 4) 再導入初日の再導入ひなの日齢は120日齢を原則として 空舎期間を60日か、90日か、120日かと裁定する
- \* 再導入元のひなの生産及び出荷ローテーション等の都合上 やむを得ない事情有る場合125日齢迄120日齢と見做す
- 5)1月は農林水産省と協議の上、発動するか否かを決定する AI発生や自然災害等で鶏卵供給に支障生じる場合発動中止
- 6) 飼料価格安定基金に継続して加入している事が必要条件

#### 【鷄卵価格差補埴事業】



- 1. 補填基準価格は 209円/kgとする。
- 2. 安定基準価格は 199円/kgとする。(補填基準価格の91%とする)
- 3. 標準取引価格が補填基準価格を下回った場合、差額の90%を補てんする が、安定基準価格190円/kgまでとする。 従って、補てんされる最大価格は以下の金額となる。  $(209 \text{ P/k g} - 190 \text{ P/k g}) \times 0.9 = 17 \text{ P/10 銭} となる。$
- 4. 安定基準価格を下回って、成鶏更新・空舎延長事業が発動している期間で も規模の大中小に関わらず、加入者全員に補填は実施される。

- 5. 安定基準価格を下回った日から、30日遡った日の間で出荷した鶏群から 安定基準価格を上回った日より、30日後までの間で、既に出荷を予約している事 の証明できる加入者は成鶏更新・空舎延長事業に参加できる。
  - 10万羽未満加入者に限り40前後と10日間延長された
- 6. 当該事業の<mark>積立金、協力金</mark>はプール管理となっているので3ヵ年の基本契 満了時に残った場合、1ヵ年相当分残して返還される。

#### 玉 「生産者: 国=5:1」 「生産者:国=1:3। 鶏卵価格差補填事業 空舎延長事業 10万羽 以 下の 生産者奨励 1310円/1羽以内 0. 10円 差額の9割を補てん 1. 45円 90日以上 120日空舎で620円 120日以上 ■150日空舎で930円 積立金 協力金 10万羽 以 上の 生産者奨励 👲 2 1 0 円/1 羽以内 90日以上 120日空舎で420円 120日以上 ■150日空舎で630円 処理場奨励 147円/1羽以内 入 生 産 者 加

- 3. 第5期鶏卵生産者経営安定対策事業契約スケジュール
- 1)4月末迄に、押印不要のジービズID電子申請登録完了する
- 2)4月中下旬に中部ブロック事業説明会開催
- 3)5月連休明けから契約開始(電子申請システム申請含む)
- 4)6月末日迄に基本契約・年次契約完了する
- 5)6月末第1及び第2四半期積立金・協力金・別途納付金納付

## 第5期鶏卵生産者経営安定対策事業説明会開催

開催日時 令和5年4月24日(月) 13:00より

開催場所 名古屋市中区三の丸3丁目4-10

大津橋ビル 5階 大会議室

開催内容等の繊細は、後日、別便にて連絡致します

# 鳥インフルエンザ見舞金制度事業が発動される

令和4年12月に採卵農場とアイガモ農場で高病原性鳥インフルエンザが11年ぶりに確認され殺処分されたが、1月6日付で移動制限・搬出制限措置も解除され、経営再建に向け始動した事を受けて、鳥インフルエンザ見舞金制度事業を発動した。

### 《発動内容》

- 1. 殺処分農場・・・・・・1軒
- 1)契約書第5条(見舞金支払い)に則り、「殺処分措置契約農家に対し 処分羽数か契約羽数か少ない羽数に「年間掛け金単価2円×10」 を契約農家に支払う
- 2) 支払金額 5,160,000円(258,000羽×2円×10)
- 2. 移動制限・搬出制限農場・・・10軒
- 1)契約書第5条(見舞金支払い)第2項に則り「移動制限措置契約農家に対し契約羽数に「年間掛け金単価×1/2」を算してに支払う
- 2)支払金額 744,500円 採卵鶏5軒487,000羽×2円×1/2 うずら4軒1,240,000羽×0.4円×1/2 肉養鶏1軒 19,000羽×1円×1/2
- 3. 総額5, 904, 500円の支払準備金発動内容
- 1)令和4年度見舞基金6, 982, 000円×10%=698, 200円
- 2) 賛助基金残額 9, 159, 500円より 5, 206, 300円 当該事業要綱要領に則り令和5年1月開催の理事会決議に従い実施